

平成22年(行ハ)第45号 文書提出命令申立についてした決定に対する抗告  
についてした決定に対する許可抗告申立事件

(原決定・大阪高等裁判所平成22年(行ス)第8号)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件抗告を許可しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

1 許可抗告は、高等裁判所のした決定又は命令に判例と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合に限り抗告が許可されるものである(民事訴訟法337条2項)。

ところが、本件申立ての理由によれば、上記の抗告を許可すべき場合に当たるとは認められない。

2 よって、本件申立ては理由がないので、これを許可しないこととし、主文のとおり決定する。

平成22年6月28日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 一 宮 和 夫

裁判官 富 川 照 雄

裁判官 比 嘉 一 美

これは謄本である。

平成22年6月28日

大阪高等裁判所

裁判所書記官

吉川 浩

